

小樽市観光物産プラザ〔通称：運河プラザ〕三番庫（多目的ギャラリー）&中庭 ご利用案内

■ご利用不可日

ご利用不可日は年末年始（12/31～1/1）です。施設メンテナンス等で臨時休館する場合があります。

■利用時間について

- ①当館は午前・午後・夜間の【区分単位】の貸し出しです。
- ②ご利用の区分は「事前の準備～片付けを終わらせてご退館」までの時間です。

午前	9：00～12：00	午後	13：00～17：00	夜間	18：00～21：00
午前～午後	9：00～17：00	午後～夜間	13：00～21：00	全日	9：00～21：00

- ③荷物・展示物等を置いたままの状態であれば、入場が無い区分も使用しているものとみなし料金計算の対象となります。

■長期利用の制限について

利用期間が長期に渡り、他の利用の妨げとなるおそれがある場合は利用を許可しません。

■ご利用申請の開始時期について

- ①三番庫・中庭ともに、**ご利用日の6ヶ月前の月初めの1日**が受付開始日です。
例) 令和2年9月中のご利用は、令和2年3月1日が受付開始日となります。
- ②修学旅行・全国大会等、指定管理者が特別な理由があると認める場合は正式な受付開始日以前の仮押さえを受け付ける場合があります。※別途手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■ご利用申請の手順について

- ①必ず事前にお電話にて空き状況をお問い合わせください。
- ②必要事項を記入した「**利用許可申請書**」の提出をもってはじめて**正式な申込**とします。
※利用許可申請書は小樽観光協会HPよりダウンロードできます。
- ③利用許可申請書の提出を受けて後、実際のご利用日の前月中旬頃に「**利用許可書**」「**ご請求書**」を発行し郵送いたします。
- ④ご請求書を受け取られましたら、**指定管理者が定める期日まで**に料金をお納めください。

■利用料金について

- ①利用料金は小樽市の条例及び規則によって規定されています。
- ②利用料金の詳細は別紙料金表をご参照ください
- ③備品・器具類は**利用者が準備し原状復帰するという条件で無償貸与**します。
※三番庫（多目的ギャラリー）利用者に限る。中庭利用者に貸与できる備品等は基本的にありません。
- ④小樽市アーティストバンク登録者は利用料金のみ1割免除となります。※別途手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■暖房料金について

- ①当館に冷房設備はありません。
- ②暖房料を徴収する期間は、**11月1日から4月30日まで**です。
※ご要望の有無に関わらず稼働・徴収いたします。
- ③上記②の前後の期間は、主催者のご要望によって稼働・徴収いたします。

■駐車場について

- ①**当館に専用駐車場はありません**。近隣の有料駐車場をご利用ください。
当館前庭や周辺道路、小樽市博物館の駐車場等への駐車は迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ②搬出入時の一時的な駐車や搬入経路等については別途ご相談ください。
- ③利用許可書を交付された個人や団体の所属者に限り、小樽市観光駐車場の利用料割引制度があります。
台数に限りがありますので日数に十分な余裕をもって事前にご相談ください。

■飲食等について

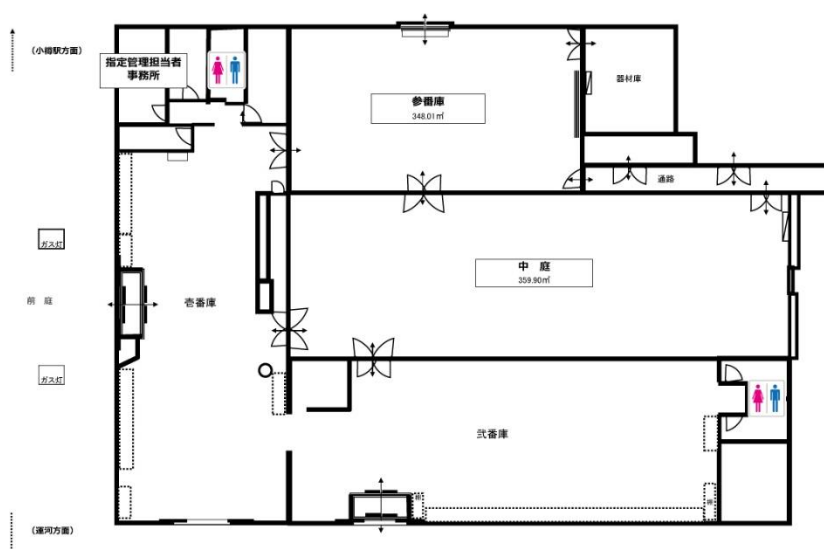
- ①三番庫・中庭内での飲食・飲酒等は許可しております。
- ②発生した**ゴミ類は全てお持ち帰り**ください。
- ③三番庫においては火気（裸火・ローソク・ストーブ・カセットコンロ等）の使用は一切お断りいたします。
- ④**中庭を含む館内は全面禁煙**です。前庭に灰皿を設置しています。

■救急時・災害時の対応について

- ①一番庫（ロビー部分）三番庫出入口付近に AED（自動体外式除細動器）を設置しています。
- ②不時の災害等に備え、主催責任者はいつでも建物管理者と連絡をとることができるようにしておいてください。
- ③ご利用場所付近の非常口や避難経路についてあらかじめご確認ください。

■その他

- ①貴重品の管理は各自でお願いいたします。万一事故が発生しても当館は一切責任を負いません。
- ②利用中に発生した天災・盗難等による展示物の保証等はいたしかねます。
- ③当館は歴史的建造物です。内外壁・床・木骨等に釘・木ねじ・粘着力の強いテープ等を使用しないでください。
- ④使用を承認されていない施設等の利用または立ち入りはできません。
- ⑤騒音・暴力等、他の利用者の迷惑となる行為や、危険・不潔な物品の持ち込みはお断りいたします。
- ⑥使用承認の目的以外での利用や、権利を第三者に転貸・譲渡することはできません。
- ⑦職務上、ご使用中に職員が立ち入らせていただく場合があります。
- ⑧条例に基づき**利用許可を取り消すことがあります**。その際利用者が損害を受けても、市および指定管理者はその責任を負いません。



小樽市観光物産プラザ [通称：運河プラザ]
〒047-0031 小樽市色内 2 丁目 1 番 20 号
指定管理者：一般社団法人 小樽観光協会
運河プラザ指定管理担当者事務所
TEL 0134-64-1672 FAX 0134-64-1673
<https://otaru.gr.jp/kankokyokai/guide#plaza3>